

横浜市立南台小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月20日策定（令和3年3月11日改訂）

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）が施行され、10月11日は『国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）が策定されました。また、法や国の方針に基づき、12月には、「横浜市いじめ防止基本方針（以下「市の方針」という）が策定されました。学校には、法に基づいて「学校いじめ基本方針」を策定するとともに、「いじめ防止等の対策のための組織」を設置することが義務付けられており、平成26年3月20日、次に示すような「横浜市立南台小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置しました。

また、法第13条に基づき、国の「いじめの防止等のための基本方針」（平成29年3月14日改訂）、市の方針（平成29年10月改訂）を参酌し、学校の実情に応じ、事項におけるいじめ防止、いじめ早期発見及びいじめへの対処等の基本的な方向、取り組みなどを「学校いじめ防止基本方針」として定め、ホームページに掲載しました。

1、いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

法第2条にあるように「いじめ」とは「児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめ防止等にむけての基本理念

南台小学校の「いじめ防止等にむけての基本理念」

いじめは決して許されることではありません。いじめられる子どもがいた場合は最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。いじめを防止するには、教職員全員、保護者、地域の方が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていきます。

そのために

- 学校教育全般を通して、いじめは決して許される行為ではないという規範意識を児童に身に付けさせる。
そのために適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成、関わりや豊かな体験を通して、いじめ防止に向けた学校風土づくりに努める。
- いじめを見逃さないために、また早期発見・早期対応ができるようにするために「いじめ防止対策委員会」の設置、「いじめ解決のための生活アンケート」や「教職員・スタッフ見守りシート」の実施をはじめ

めとした教育相談体制の充実を図る。

○いじめやトラブルに対する適切な対処・措置ができるようにするために、学年・学級経営や日常の教育活動、授業参観・懇談会、保護者への連絡・相談を充実させ、児童・保護者との信頼関係の確立を図る。

また、南部学校教育事務所、子ども家庭支援課、南部児童相談所、港南警察地域課・生活安全課など関係諸機関と連携を強化する。

2、学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめを未然に防止することを目指し、いじめが起こってしまった場合は早期の解決を、組織的な継続的に対応するための組織を「学校いじめ防止対策委員会」を設置しました。

○委員会の構成員

・校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭

必要に応じて、心理や福祉の専門家（学校カウンセラー・SSW）の参加を求める。

○委員会の運営

・月に1回以上の、定期的で開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・「校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

・「学校いじめ防止対策委員会」は学校が組織的かつ実効的にいじめの問題（いじめの疑いも含む）に取り組む中核の役割を担うもので、いじめ事案が発生した際に速やかに招集し、事実の確認・いじめ認知・対応策の話し合いを行う。いじめ解消に向けての見守り・解消の確認を行う。

3、いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめを未然に防ぎ、速やかな解決のために以下のように進めていきます。

(1)いじめの未然防止

○いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り

・ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり

・ペア活動（異学年の交流）推進

・アンケートの定期的な実施

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した活動の充実

○学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

○いじめの問題を、児童が自分事として捉えることができるような学習の場をつくる。

(2)いじめの早期発見

- いじめの相談・通報窓口の設置を周知する。
- いじめの積極的認知
- いじめの早期発見、事案対処のため、全教職員がいじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録を共有する。
- いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握といじめの判断を速やかに行う。
- いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行って児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

(3)いじめに対する措置

- いじめの疑いがあった段階で、学校いじめ防止対策委員会を設置し、情報の共有と組織的な対応、支援・指導を検討、決定する。
- 学校いじめ防止対策委員会の決定を受けて、被害を受けた児童を徹底して守る姿勢を貫き、被害児童の継続的なケアに努める。
- 加害児童に対して、当該児童の人格の成長を考えた教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの背景を探り、事情や心情を汲み取りながら、再発防止に向けて継続した指導・支援を行う。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係諸機関との連携のもと取り組む。
- いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たる場合や児童の生命・身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。

(4)いじめの解消

- 「いじめに関わる行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていない事」の2つの要件が満たされたとき、いじめの解消と判断する。
- いじめ解消に当たらない段階ではその安全・安心を保証し、学校いじめ防止対策委員会において、いじめ解消に至るまでの対応プランを策定し、実行する。

(5)教職員の研修

- いじめはどの子にも起こり得る可能性があり、学校として、適切な支援、保護者の連携、周囲の児童への対応・指導方法などを研修する。
- 配慮を要する児童の対応・指導方法を研修する。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国籍の児童な、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
 - ・その他配慮を必要とする児童

(6)学校運営協議会等の活用

- 「学校・家庭・地域連携事業」「地区懇談会」「まちとともに歩む学校づくり懇話会」などで関係機

関や地域の方からの情報をいじめの早期発見につなげる。

○いじめなど学校が抱える問題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

(7)取り組みの年間計画

○学校教育活動全体を通じていじめ防止等の取組

○年間を通して月に1回の学校いじめ防止対策委員会開催（通年月1回の定例会及びいじめ認知の際に設置）

月	取 組 内 容	
4月	年間計画の確認・引継ぎ	入学式・学年開き いじめ防止対策委員会
5月	特別支援教育についての検討 教育相談のお知らせ	学・家・地連（基本方針説明） いじめ防止対策委員会
6月	生活アンケート実施・YP アセスメント実施	いじめ防止対策委員会
7月	横浜子ども会議	個人面談・地区懇談会 いじめ防止対策委員会
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修	いじめ防止対策委員会
9月	横浜子ども会議を受けて児童会活動 SOS、自殺予防研修	いじめ防止対策委員会
10月	前期の学級経営振り返り、後期の学級経営の計画	いじめ防止対策委員会
11月	生活アンケート実施・YP アセスメント実施、分析、対応	いじめ防止対策委員会
12月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・相談）	個人面談 いじめ防止対策委員会
1月	後期前半の状況把握・課題の検討および対応	いじめ防止対策委員会
2月	次年度の学級編制に関わる情報共有	まち懇 いじめ防止対策委員会
3月	年間の振り返り・新年度の引き継ぎ	いじめ防止対策委員会

4、重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条）

○発生の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

○調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視野に入れた「調査」を行う。調査の結果を直ちに教育委員会に報告する。

○児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実を報告する。

5、いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめに対する組織体制や対応の流れの見直しを年に1回行い、必要に応じて組織や取組の見直しを検討し、措置を講じる。